独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	川西倉庫株式会社		コード	9322
提出日	2024/6/10	異動（予定）日	2024/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	虎頭信宏	社外取締役	○										○					有
2	公江正典	社外取締役	○													○		有
3	八杉勝英	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	虎頭信宏氏は弁護士法人東町法律事務所の所属弁護士であります。当社は弁護士法人東町法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その報酬額は多額なものではなく、当社が定める「社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準」（４．補足説明参照）を満たしておりますので、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断していることから独立役員として指定しております。	虎頭信宏氏は弁護士としての法律・コンプライアンスに関する豊富な知識を活かし法律面からのアドバイスをしていただくことで、当社の企業価値の持続的向上への貢献が期待されることから、社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しております。 また、同氏は上記jに該当しますが、左記のとおり一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	公江正典氏は公認会計士としての財務および会計に精通した専門的知識を活かして経営へのアドバイスをいただくことで、当社の企業価値の持続的向上への貢献が期待されることから、社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	八杉勝英氏は大手金融機関に長く在籍し、財務および会計に関する見識や豊富な業務経験を有しており、取締役の職務執行の監査等を行っていただくことで、当社の企業価値の持続的向上への貢献が期待されることから、社外取締役（監査等委員）として適任であると判断しております。 また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
4		
5		

４．補足説明

上記３氏は監査等委員である取締役であります。

当社は下記内容の「社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準」を設けています。

記

当社における社外取締役および社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有すると認定する。
また当該認定をした場合に独立役員として指定することが出来るものとする。
１．過去３事業年度のうちいずれかの1事業年度当り，当社グループ（注１）の主要な取引先（注２）またはその業務執行者（注３）である者
２．当社グループから役員報酬以外に過去３事業年度のうちいずれかの1事業年度当り，１，０００万円以上の金銭その他の財産を得ている法律、会計若しくは税務の専門家またはコンサルタント（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
３．直近事業年度において当社の大株主（総議決権の１０％以上の株式を保有する者）またはその業務執行者である者
４．当社の会計監査人である監査法人に所属する者またはその出身者である者（過去５年間に限るものとする）
５．当社グループの取締役および監査役と親族関係（2親等以内）の者
６．社外役員就任時点において当社グループとの間で、社外役員を相互に派遣して就任している場合
７．当社グループから過去３事業年度のうちいずれかの1事業年度当り１，０００万円以上の金銭その他の財産の寄付を受けている団体の業務を執行する役員の場合

（注１）当社グループとは当社および当社の連結子会社をいう。
（注２）主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の２％以上を占めている者をいう。
（注３）業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員および使用人等の業務を執行する者をいう。
なお、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、平成28年6月28日付で当基準の監査役の文言は削除する予定であります。

以上

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。